

令和 8 年度離島観光活性化促進事業
企画提案応募要領

この公募は、令和 8 年度沖縄県当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続であり、県議会において当初予算案が否決若しくは修正された場合、又は、今後予定されている沖縄振興特別推進交付金に係る国からの交付決定（以下「交付決定」という。）がなされなかった、若しくは交付額が変更された場合にあっては、一部又は全部の契約を締結できないことがありますので、予めご留意願います。

1 委託業務名

令和 8 年度離島観光活性化促進事業

2 事業期間

3 年間（令和 8 年度から令和 10 年度まで）

事業年度毎に契約を行うが、事業の実施状況等を踏まえ契約を継続する場合があります。

令和 8 年度は、別添「企画提案仕様書」に記載されている内容を実施するものとし、令和 9 年度以降は、必要に応じて事業期間、事業規模及び事業内容の見直しを行うことがある。

3 委託業務期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 業務の目的

新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画の基本施策として掲げている「世界から選ばれる持続可能な観光地の形成と沖縄観光の変革」、「島々の資源・魅力を生かし、潜在力を引き出す産業振興」を実現するため、外部環境やターゲット市場の分析を行いながら、県内離島を戦略的に P R することにより、県内離島観光への誘客ひいては沖縄観光の魅力の多様化及び高付加価値化につなげる。

5 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(注) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規

- 程する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する者でないこと及び暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 別添企画提案仕様書の委託業務内容を遂行するために必要な経営基盤と執行体制能力を有していること。
 - (4) 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画や第6次沖縄県観光振興基本計画で掲げる観光施策及び沖縄観光の現状や課題を認識しており、当該課題等に対する具体的かつ効果的な方策を企画立案し、体系化する能力、組織、人員等を有していること。
 - (5) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体の構成員は、上記応募資格(1)(2)の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格(3)(4)の要件を満たす者であること。
 - エ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。
 - オ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
 - カ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。
 - (6) 単独で事業を実施する場合は、沖縄県内に本店又は支店を有する法人であり、常時県と調整ができる駐在員等が在席していること。複数の事業者による共同企業体で事業を実施する場合には、沖縄県内に本店又は支店を有する法人が代表者であること。
 - (7) 1提案者(共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体)につき、提案は1件であること。
 - (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て又は民事再生法(平成22年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われている者ではないこと。
 - (9) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。

6 提案内容の要件

別添「企画提案仕様書」のとおり

7 応募方法等

- (1) 本要領等の沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課ホームページへの掲載期間
令和8年2月24日(火)から令和8年3月19日(木)まで

(2) 応募に係る質問

企画提案仕様書等に関して疑義がある場合には、質問票【様式8】に記入し、電子メールにより提出すること。

ア 受付期限 令和8年3月9日(月) 12時(期限厳守)

イ メールアドレス aa057137@pref.okinawa.lg.jp

(沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課あて)

(3) 質問に対する回答は、沖縄県観光振興課ホームページへ随時掲載する。

(4) 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、次により持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は追跡可能な手段をとるものとし、提出期限内必着とする。

ア 提出期限 令和8年3月19日(木) 17時(期限厳守)

イ 提出場所 沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階

電話番号 098-866-2764 F A X 番号 098-866-2765

8 提出書類

(1) 企画提案応募申請書【様式1】

(2) 企画提案書【任意様式】

(3) 会社概要表【様式2】

(企業共同体で応募する場合、共同体全構成員の書類を提出すること。)

(4) 積算書【様式3】

積算の費目については、以下の内容で提出すること。

①人件費等

②旅費

③需要費(消耗品費、印刷製本費等)

④役務費(通信運搬費、広告料等)

⑤使用料及び賃借料(会場借料等)

⑥外注費(請負契約等)

⑦管理費、消費税

(注1) 各積算費目の単価と内訳を記載すること。

(注2) この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

(5) 業務計画【様式4】

(6) 実績書【様式5】

(7) 誓約書【様式6】

(8) 共同企業体構成書(共同企業体の場合)【様式7】

※企業共同体協定書の写しも添付すること。

(9) 直近2事業年度の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)

(企業共同体で応募する場合、共同体全構成員の書類を提出すること。)

(10) 法人の場合は、直近2年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類。

(企業共同体で応募する場合、共同体全構成員の書類を提出すること。)

9 提出部数

- (1) 応募申請書等 (8 提出書類(1)~(8)) 10部 (正本1部、副本9部)
※「8 提出書類(1)~(8)」の書類は、原則としてA4版縦置きとし、ファイル等に綴って提出すること。
- (2) 添付資料 (8 提出書類(9)・(10)) 1部
※原本ファイルに綴って提出すること。

10 企画提案書の審査

(1) 第一次審査 (書面審査)

応募のあった者について、上記5に定める応募資格を満たす者であるか、委託先として適格であるか書類審査を行う。第一次審査において選定された事業者に対しては第一次審査結果及び第二次審査 (プレゼンテーション) の実施日時等の案内を、選定されなかった事業者に対しては第一次審査結果のみを、電子メール及び書面で通知する。

(2) 第二次審査 (プレゼンテーション審査)

企画提案業者選定委員会において、企画提案書の内容、経費等についてプレゼンテーション審査を行ったうえで、委託事業候補者を選定する。

なお、第二次審査の結果については、電子メール及び書面にて通知する。

また、第二次審査における留意事項は、以下のとおりとする。

ア 審査会場への入場者は3名以内とする。

イ 第二次審査においては、提出した企画提案書等について説明することとし、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。

11 公募スケジュール (予定)

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| (1) 公募開始 | 2月24日(火) |
| (2) 質問締切 | 3月9日(月) 12時 (厳守) |
| (3) 公募締切 | 3月19日(木) 17時 (厳守) |
| (4) 第一次審査 (書類審査) | 3月24日(火) 予定 |
| (5) 第二次審査 (プレゼンテーション審査) | 3月27日(金) 予定 |
| (6) 委託契約 | 4月上旬予定 |

12 その他留意事項

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 本公募要領に違反すると認められる場合

- エ 担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
 - オ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (3) 企画提案書等の作成に要する経費、第二次審査に参加する経費等については、応募者の負担とする。
 - (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
 - (5) 委託業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じない。
 - (6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付すること。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (7) 委託予定業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定するため、事業趣旨に合致しない個別事項については、県と委託予定業者間で協議のうえ是正し実施することとする。よって、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。

13 問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 8 階
沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課 誘致企画班 担当：幸地
電話番号 098-866-2764 F A X 番号 098-866-2765